

神戸市相談支援専門員定着支援補助金

【募集要項（令和6年度）】

本事業の目的

当該補助金交付事業は、神戸市内における相談支援専門員の定着及び相談支援事業所の経営安定化による神戸市の相談支援体制の強化を図る。

申請方法

申請は通年で受付けています。申請書類は、神戸市福祉局障害者支援課 相談支援・虐待対策担当までメールでご提出ください。

申請にあたり、「補助があたるかどうかわからない」「制度がよくわからない」等のご相談がありましたら、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ・応募窓口

※多数のお問い合わせが予想されますので、極力メールでのお問い合わせをお願いします。

神戸市福祉局障害者支援課 相談支援・虐待対策担当

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

メールアドレス：soudan_gyakutai@office.city.kobe.lg.jp

電話：078-322-6332（平日 9:00～12:00 13:00～17:00）

FAX：078-322-0393

1. 補助対象

相談支援専門員として相談支援事業所に勤務した期間が通算して5年以内の専門員を雇用・配置している神戸市内の特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

※神戸市直営の事業所は除く。

2. 補助要件及び金額

(1) 補助要件

以下の要件1と要件2のいずれも満たす必要があります。

◇要件1（利用者へのサービス提供について）

- ・補助対象となる相談支援専門員が、神戸市の支給決定者の計画相談を10件以上担当していること

◇要件2（相談支援事業所としての取り組み）

- ・基幹相談支援センターが開催する研修に原則毎回参加、障害者相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加すること
- ・区地域自立支援協議会における相談支援事業所を対象とした部会や災害に関する部会に参加すること
- ・神戸市における災害時要援護者支援の取り組みを実施すること（サービス等利用計画への災害情報記載等）
- ・神戸市からの依頼があれば、事業所として法定研修において演習講師を務めること

(2) 補助金額

補助対象となる相談支援専門員一人当たり月9,000円

4. 補助対象期間

専門員として相談支援事業所に勤務した期間が通算して5年以内の者とする。ただし、令和7年度末を超えた期間は交付しない。

5. 申請時期

通年受付（ただし、年度を超えると申請できませんのでご注意ください）※別紙Q & Aをご確認ください

毎月10日までに申請いただければ、翌月下旬に交付決定通知を送付します。お支払いは11月、5月の年2回です。

6. 申請に必要な書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認シート 兼 誓約書（様式第2号）
- (3) 相談支援事業実施計画書（様式第3号）
- (4) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
※補助対象となる相談支援専門員の補助期間開始月から申請月まで
- (5) 補助対象となる相談支援専門員の相談支援専門員経歴書（参考様式3） ※神戸市に提出済みのもの
- (6) 運営規程の写し
- (7) 補助対象となる相談支援専門員の初任者研修修了証の写し
- (8) その他神戸市長が必要と認める書類

7. (交付決定後) 実績報告に必要な書類

- (1) 神戸市相談支援専門員定着支援補助金実績報告書（様式第10号）
- (2) 相談支援事業実施報告書（様式第11号）
- (3) 相談支援事業実施状況報告書（様式第12号）
- (4) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
※補助対象となる相談支援専門員の補助期間のものすべて
- (5) その他神戸市長が必要と認める書類

8. (実績報告後) 補助金申請に必要な書類

- ・ 補助金交付請求書（様式第14号）

9. 申請フロー

